

自由降下進水式救命艇の離脱装置の作動試験に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正事項

自由降下進水式救命艇の離脱装置の作動試験に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第Ⅲ章第 20.11.2.3 規則では、定期検査時における離脱装置の開放点検後の救命艇、救助艇及び自由降下式救命艇の離脱装置の作動試験として、満載状態にある艇の全質量の 1.1 倍の負荷を掛けた作動試験が要求されている。

しかしながら、自由降下式救命艇にあつては、実際の進水試験時の乗組員の安全性が危惧されていることから、IACS は不必要なリスクを低減するため、上記作動試験における、乗組員の限定並びに十分な再現性のある模擬進水による試験の実施を IMO へ提案した。

この程、2012 年 5 月に開催された IMO 第 90 回海上安全委員会（MSC90）において、IACS の提案が認められる形で、SOLAS 条約第Ⅲ章第 20.11.2 規則の一部が改正され、決議 MSC.325(90)として採択された。

また、上記決議においては、模擬進水の試験方法として、救命艇、進水装置及び離脱装置の保守整備方法等に関する MSC.1/Circ.1206/Rev.1 を参照するよう規定されている。

今般、決議 MSC.325(90)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 定期検査における自由降下式救命艇の離脱装置の開放点検後の作動試験は、操作乗組員のみが乗り込んだ自由降下進水又は模擬進水とする旨規定した。
- (2) 救命艇、進水装置及び離脱装置の保守整備方法等に関する要件を改めた。